

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第 7223 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（第 3 号）	3
○福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正（第 4 号）	4
○福岡市職員定数条例の一部改正（第 5 号）	6
○福岡市職員の給与に関する条例等の一部改正（第 6 号）	7
○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第 7 号）	38
○福岡市市税条例の一部改正（第 8 号）	39
○福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例の一部改正（第 9 号）	40
○福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正（第 10 号）	41
○福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第 11 号）	42
○福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第 12 号）	45
○福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第 13 号）	47
○福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第 14 号）	50
○福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例（第 15 号）	52
○福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 16 号）	65
○福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第 17 号）	68
○福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改	

---

正（第18号）	69
○福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第19号）	70
○福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第20号）	72
○福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第21号）	74
○福岡市立集会所条例の一部改正（第22号）	77
○福岡市国民健康保険条例の一部改正（第23号）	78
○福岡市介護保険条例の一部改正（第24号）	86
○福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部改正（第25号）	91
○福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部改正（第26号）	92
○福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部改正（第27号）	93
○福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（第28号）	94
○博多港港湾施設管理条例の一部改正（第29号）	95
○福岡市都市景観条例の一部改正（第30号）	96
○福岡市屋外広告物条例の一部改正（第31号）	97
○福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（第32号）	99
○福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部改正（第33号）	103
○福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正（第34号）	104
○福岡市水道給水条例の一部改正（第35号）	106
○福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正（第36号）	107
○福岡市立高等学校条例の一部改正（第37号）	109
○福岡市立学校施設使用料条例の一部改正（第38号）	110
○福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第39号）	111
○福岡市公民館条例の一部改正（第40号）	142
○法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例（第41号）	143

---

---

条 例

---

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第 3 号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年福岡市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、同条第 2 号中「5 円 18 銭」を「5 円 62 銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に改める。

第 11 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改め、同条第 2 号中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条及び第 11 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第4号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び法に基づく命令」を加える。

第4条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報を利用することによって効率化を図るべきものとして規則で定める事務

第4条第1項第14号を削り、同条第3項中「その他これに準じるものとして規則で定める」を「及び第1項第13号に掲げる」に改める。

別表1の項中「、戸籍関係情報」を削り、「生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に準じる措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表7の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は障害者関係情報」に改め、同表11の項を削り、同表12の項中「健康増進事業関係情報」を「健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報」に改め、同項を同表11の項とし、同表13の項を同表12の項とす

---

る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定及び別表1の項の改正規定（「、戸籍関係情報」を削る部分に限る。） 公布の日
- (2) 第4条の改正規定、別表1の項の改正規定（「、戸籍関係情報」を削る部分を除く。）、同表11の項を削る改正規定並びに同表12の項の改正規定及び同項を同表11の項とし、同表13の項を同表12の項とする改正規定 令和8年4月1日

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第5号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,401人」を「6,425人」に、「694人」を「696人」に改め、同項第2号中「9,870人」を「10,007人」に、「8,852人」を「8,991人」に改め、同項第4号中「26人」を「27人」に改め、同項第7号中「477人」を「476人」に改め、同項第8号中「580人」を「599人」に改め、同項第9号中「1,151人」を「1,170人」に改め、同項中「合計 18,564人」を「合計 18,763人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第 6 号

福岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 7 号まで」を「次項第 2 号から第 6 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（次条において「行政職給料表 8 級職員等」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（次条において「行政職給料表 7 級職員等」という。）」及び「前項第 2 号に該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき11,500円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

## 第10条 削除

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第11条第3項第3号中「7,100円（規則で定める公署に勤務する職員で規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるもの（以下この項において「通勤不便者」という。）にあつては7,800円）」を「7,300円」に改め、同項第4号中「10,000円（通勤不便者にあつては11,200円）」を「10,400円」に改め、同項第5号中「12,900円（通勤不便者にあつては14,500円）」を「13,500円」に改め、同項第6号中「15,800円（通勤不便者にあつては17,800円）」を「16,600円」に改め、同項第7号中「18,700円（通勤不便者にあつては21,100円）」を「19,700円」に改め、同項第8号中「21,600円（通勤不便者にあつては24,400円）」を「22,800円」に改め、同項第9号中「24,400円（通勤不便者にあつては27,700円）」を「25,900円」に改め、同項第10号中「26,200円（通勤不便者にあつては29,700円）」を「29,100円」に改め、同項第11号中「28,000円（通勤不便者にあつては31,700円）」を「32,300円」に改め、同項第12号中「29,800円（通勤不便者にあつては33,700円）」を「35,500円」に改め、同項第13号中「31,600円（通勤不便者にあつては35,700円）」を「38,700円」に改める。

第21条の3中「から第10条まで及び第10条の3」を「及び第9条」に改める。

第21条の4及び第21条の5中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,800	206,300	251,100	311,000	344,600	414,200	472,200	513,800
	2	192,900	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300	473,800	515,700
	3	194,000	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400	475,400	517,600
	4	195,100	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500	477,000	519,500
	5	196,000	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500	478,700	521,200
	6	197,200	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600	480,100	522,900
	7	198,400	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700	481,500	524,600
	8	199,600	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800	482,900	526,300
	9	200,600	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700	484,100	527,900
	10	201,600	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500	485,400	529,200
	11	202,600	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300	486,700	530,500
	12	203,600	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100	488,000	531,800
	13	204,500	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800	489,400	532,900
	14	205,500	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100	490,600	534,100
	15	206,500	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400	491,800	535,300
	16	207,500	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700	493,000	536,500
	17	208,400	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800	494,000	537,700
	18	209,400	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000	495,100	538,800
	19	210,400	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200	496,200	539,900
	20	211,400	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400	497,300	541,000
	21	212,200	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400	498,500	542,100
	22	213,200	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600	499,500	543,200
	23	214,200	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800	500,500	544,300
	24	215,200	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000	501,500	545,400
	25	216,000	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000	502,600	546,400
	26	217,000	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200	503,500	547,500
	27	218,000	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400	504,400	548,600
	28	219,000	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600	505,300	549,700
	29	219,800	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600	506,100	550,600
	30	220,700	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700	506,900	551,600
	31	221,600	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800	507,700	552,600
	32	222,500	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900	508,500	553,600
	33	223,300	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900	509,300	554,500
	34	224,200	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900	510,100	554,700
	35	225,100	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900	510,900	554,900
	36	226,000	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900	511,700	555,100
	37	226,800	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900	512,300	555,300
	38	227,600	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900	512,800	555,500
	39	228,400	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900	513,300	555,700
40	229,200	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900	513,800	555,900	
41	229,800	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800	514,300	556,100	

42	230,400	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600	
43	231,000	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400	
44	231,600	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200	
45	232,200	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900	
46	232,800	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600	
47	233,400	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300	
48	234,000	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000	
49	234,500	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800	
50	235,100	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300	
51	235,700	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800	
52	236,300	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300	
53	236,800	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800	
54	237,400	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300	
55	238,000	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800	
56	238,600	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300	
57	239,100	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800	
58	239,700	271,700	327,000	369,000	415,600	479,300	
59	240,300	272,600	328,000	369,600	416,300	479,800	
60	240,900	273,500	329,000	370,200	417,000	480,300	
61	241,300	274,200	329,900	370,800	417,500	480,800	
62	241,900	275,000	330,900	371,400	418,100	481,300	
63	242,500	275,800	331,900	372,000	418,700	481,800	
64	243,100	276,600	332,900	372,600	419,300	482,300	
65	243,500	277,500	333,700	373,100	420,000	482,800	
66	244,100	278,300	334,600	373,700	420,600	483,300	
67	244,700	279,100	335,500	374,300	421,200	483,800	
68	245,300	279,900	336,400	374,900	421,800	484,300	
69	245,700	280,800	337,200	375,400	422,500	484,800	
70	246,000	281,600	338,100	376,000	423,100	485,300	
71	246,300	282,400	339,000	376,600	423,700	485,800	
72	246,600	283,200	339,900	377,200	424,300	486,300	
73	247,000	284,100	340,700	377,700	424,900	486,800	
74		284,900	341,600	378,300	425,500	487,300	
75		285,700	342,500	378,900	426,100	487,800	
76		286,500	343,400	379,500	426,700	488,300	
77		287,100	344,100	380,000	427,200	488,800	
78		287,800	345,000	380,600	427,800	489,300	
79		288,500	345,900	381,200	428,400	489,800	
80		289,200	346,800	381,800	429,000	490,300	
81		290,000	347,500	382,200	429,400	490,800	
82		290,700	348,300	382,800	429,900	491,300	
83		291,400	349,100	383,400	430,400	491,800	
84		292,100	349,900	384,000	430,900	492,300	
85		292,600	350,600	384,400	431,400	492,800	
86		293,000	351,400	385,000	431,900	493,300	
87		293,400	352,200	385,600	432,400	493,800	
88		293,800	353,000	386,200	432,900	494,300	
89		294,200	353,700	386,600	433,400	494,800	
90			354,300	387,100	433,900	495,300	

	91			354,900	387,600	434,400			
	92			355,500	388,100	434,900			
	93			355,900	388,700	435,300			
	94			356,500	389,200				
	95			357,100	389,700				
	96			357,700	390,200				
	97			358,100	390,700				
	98			358,700					
	99			359,300					
	100			359,900					
	101			360,300					
	102			360,800					
	103			361,300					
	104			361,800					
	105			362,200					
定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	158,900	198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	254,100	347,700	416,900	478,600	522,500
	2	255,600	349,700	419,300	480,600	524,600
	3	257,100	351,700	421,700	482,600	526,700
	4	258,600	353,700	424,100	484,600	528,800
	5	260,100	355,700	426,300	486,700	531,000
	6	261,800	357,900	428,600	488,700	533,200
	7	263,500	360,100	430,900	490,700	535,400
	8	265,200	362,300	433,200	492,700	537,600
	9	266,900	364,300	435,400	494,700	539,600
	10	268,600	366,500	437,700	496,700	541,800
	11	270,300	368,700	440,000	498,700	544,000
	12	272,000	370,900	442,300	500,700	546,200
	13	273,700	373,100	444,500	502,700	548,400
	14	275,400	375,200	446,700	504,600	550,400
15	277,100	377,300	448,900	506,500	552,400	

16	278,800	379,400	451,100	508,400	554,400
17	280,500	381,500	453,100	510,100	556,300
18	282,300	383,600	455,200	511,700	557,500
19	284,100	385,700	457,300	513,300	558,700
20	285,900	387,800	459,400	514,900	559,900
21	287,500	389,900	461,500	516,400	561,100
22	289,300	392,000	463,400	518,500	562,900
23	291,100	394,100	465,300	520,600	564,700
24	292,900	396,200	467,200	522,700	566,500
25	294,500	398,200	469,000	524,600	568,200
26	296,300	400,300	470,800	526,400	570,000
27	298,100	402,400	472,600	528,200	571,800
28	299,900	404,500	474,400	530,000	573,600
29	301,500	406,500	476,000	531,900	575,300
30	303,500	408,400	477,600	533,700	577,100
31	305,500	410,300	479,200	535,500	578,900
32	307,500	412,200	480,800	537,300	580,700
33	309,300	414,200	482,200	539,000	582,400
34	311,200	415,700	484,200	540,700	584,000
35	313,100	417,200	486,200	542,400	585,600
36	315,000	418,700	488,200	544,100	587,200
37	316,800	420,200	490,200	545,600	588,800
38	318,600	421,700	492,100	547,200	590,400
39	320,400	423,200	494,000	548,800	592,000
40	322,200	424,700	495,900	550,400	593,600
41	324,100	426,100	497,600	551,900	595,200
42	325,800	427,600	499,200	553,400	596,800
43	327,500	429,100	500,800	554,900	598,400
44	329,200	430,600	502,400	556,400	600,000
45	330,900	431,900	504,000	558,000	601,400
46	332,600	433,400	505,600	559,500	603,000
47	334,300	434,900	507,200	561,000	604,600
48	336,000	436,400	508,800	562,500	606,200
49	337,700	437,700	510,300	564,100	607,600
50	339,400	439,100	511,800	565,600	609,100
51	341,100	440,500	513,300	567,100	610,600
52	342,800	441,900	514,800	568,600	612,100
53	344,500	443,100	516,200	570,000	613,500
54	346,200	444,500	517,700	571,500	615,000
55	347,900	445,900	519,200	573,000	616,500
56	349,600	447,300	520,700	574,500	618,000
57	351,200	448,800	522,100	575,900	619,300
58	352,900	450,000	523,500	577,300	
59	354,600	451,200	524,900	578,700	
60	356,300	452,400	526,300	580,100	
61	357,900	453,600	527,700	581,400	
62	359,500	454,700	529,100		
63	361,100	455,800	530,500		
64	362,700	456,900	531,900		

	65	364,300	457,900	533,200		
	66	365,900	458,900	534,500		
	67	367,500	459,900	535,800		
	68	369,100	460,900	537,100		
	69	370,700	461,800	538,300		
	70	372,000	462,600	539,600		
	71	373,300	463,400	540,900		
	72	374,600	464,200	542,200		
	73	375,700	465,100	543,400		
	74			544,700		
	75			546,000		
	76			547,300		
	77			548,400		
	78			549,500		
	79			550,600		
	80			551,700		
	81			552,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		309,000	344,000	403,100	478,400	580,700

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職		円	円	円	円	円	円
	1	191,800	206,300	251,100	311,000	344,600	414,200
	2	192,900	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300
	3	194,000	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400
	4	195,100	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500
	5	196,000	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500
	6	197,200	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600
	7	198,400	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700
	8	199,600	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800
	9	200,600	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700
	10	201,600	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500
	11	202,600	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300
	12	203,600	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100
	13	204,500	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800
14	205,500	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100	

員	15	206,500	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400
	16	207,500	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700
	17	208,400	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800
	18	209,400	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000
	19	210,400	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200
	20	211,400	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400
	21	212,200	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400
	22	213,200	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600
	23	214,200	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800
	24	215,200	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000
	25	216,000	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000
	26	217,000	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200
	27	218,000	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400
	28	219,000	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600
	29	219,800	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600
	30	220,700	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700
	31	221,600	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800
	32	222,500	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900
	33	223,300	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900
	34	224,200	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900
	35	225,100	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900
	36	226,000	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900
	37	226,800	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900
	38	227,600	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900
	39	228,400	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900
	40	229,200	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900
	41	229,800	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800
	42	230,400	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600
	43	231,000	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400
	44	231,600	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200
	45	232,200	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900
	46	232,800	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600
	47	233,400	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300
	48	234,000	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000
	49	234,500	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800
	50	235,100	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300
	51	235,700	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800
	52	236,300	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300
	53	236,800	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800
	54	237,400	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300
	55	238,000	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800
	56	238,600	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300
	57	239,100	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800
	58	239,700	271,700	327,000	369,000	415,600	
	59	240,300	272,600	328,000	369,600	416,300	
	60	240,900	273,500	329,000	370,200	417,000	
	61	241,300	274,200	329,900	370,800	417,500	
	62	241,900	275,000	330,900	371,400	418,100	

63	242,500	275,800	331,900	372,000	418,700
64	243,100	276,600	332,900	372,600	419,300
65	243,500	277,500	333,700	373,100	420,000
66	244,100	278,300	334,600	373,700	420,600
67	244,700	279,100	335,500	374,300	421,200
68	245,300	279,900	336,400	374,900	421,800
69	245,700	280,800	337,200	375,400	422,500
70	246,000	281,600	338,100	376,000	423,100
71	246,300	282,400	339,000	376,600	423,700
72	246,600	283,200	339,900	377,200	424,300
73	247,000	284,100	340,700	377,700	424,900
74		284,900	341,600	378,300	425,500
75		285,700	342,500	378,900	426,100
76		286,500	343,400	379,500	426,700
77		287,100	344,100	380,000	427,200
78		287,800	345,000	380,600	427,800
79		288,500	345,900	381,200	428,400
80		289,200	346,800	381,800	429,000
81		290,000	347,500	382,200	429,400
82		290,700	348,300	382,800	429,900
83		291,400	349,100	383,400	430,400
84		292,100	349,900	384,000	430,900
85		292,600	350,600	384,400	431,400
86		293,000	351,400	385,000	431,900
87		293,400	352,200	385,600	432,400
88		293,800	353,000	386,200	432,900
89		294,200	353,700	386,600	433,400
90			354,300	387,100	433,900
91			354,900	387,600	434,400
92			355,500	388,100	434,900
93			355,900	388,700	435,300
94			356,500	389,200	
95			357,100	389,700	
96			357,700	390,200	
97			358,100	390,700	
98			358,700		
99			359,300		
100			359,900		
101			360,300		
102			360,800		
103			361,300		
104			361,800		
105			362,200		

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 158,900	円 198,300	円 246,600	円 273,400	円 292,000	円 329,500

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第 3

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 206,300	円 251,100	円 311,000	円 344,600	円 414,200	円 472,200	円 513,800
	2	207,700	252,400	312,400	346,200	416,300	473,800	515,700
	3	209,100	253,700	313,800	347,800	418,400	475,400	517,600
	4	210,500	255,000	315,200	349,400	420,500	477,000	519,500
	5	212,000	256,400	316,600	351,000	422,500	478,700	521,200
	6	213,900	257,800	317,900	352,600	424,600	480,100	522,900
	7	215,800	259,200	319,200	354,200	426,700	481,500	524,600
	8	217,700	260,600	320,500	355,800	428,800	482,900	526,300
	9	219,500	261,800	321,800	357,300	430,700	484,100	527,900
	10	221,400	263,400	323,000	358,900	432,500	485,400	529,200
	11	223,300	265,000	324,200	360,500	434,300	486,700	530,500
	12	225,200	266,600	325,400	362,100	436,100	488,000	531,800
	13	227,000	268,300	326,700	363,600	437,800	489,400	532,900
	14	228,400	269,700	327,900	365,200	439,100	490,600	534,100
	15	229,800	271,100	329,100	366,800	440,400	491,800	535,300
	16	231,200	272,500	330,300	368,400	441,700	493,000	536,500
	17	232,400	273,900	331,500	369,800	442,800	494,000	537,700
	18	233,600	275,300	332,500	371,300	444,000	495,100	538,800
	19	234,800	276,700	333,500	372,800	445,200	496,200	539,900
	20	236,000	278,100	334,500	374,300	446,400	497,300	541,000
	21	237,100	279,400	335,400	375,700	447,400	498,500	542,100
	22	238,200	280,800	336,400	377,100	448,600	499,500	543,200
	23	239,300	282,200	337,400	378,500	449,800	500,500	544,300
	24	240,400	283,600	338,400	379,900	451,000	501,500	545,400
	25	241,600	284,800	339,300	381,400	452,000	502,600	546,400
	26	242,600	286,200	340,300	382,800	453,200	503,500	547,500
	27	243,600	287,600	341,300	384,200	454,400	504,400	548,600
	28	244,600	289,000	342,300	385,600	455,600	505,300	549,700
	29	245,600	290,200	343,200	386,800	456,600	506,100	550,600
	30	246,600	291,600	344,200	388,100	457,700	506,900	551,600

31	247,600	293,000	345,200	389,400	458,800	507,700	552,600
32	248,600	294,400	346,200	390,700	459,900	508,500	553,600
33	249,400	295,600	347,000	391,800	460,900	509,300	554,500
34	250,400	296,900	348,000	392,900	461,900	510,100	554,700
35	251,400	298,200	349,000	394,000	462,900	510,900	554,900
36	252,400	299,500	350,000	395,100	463,900	511,700	555,100
37	253,200	300,900	350,800	396,000	464,900	512,300	555,300
38	254,200	302,200	351,800	397,100	465,900	512,800	
39	255,200	303,500	352,800	398,200	466,900	513,300	
40	256,200	304,800	353,800	399,300	467,900	513,800	
41	257,000	306,200	354,600	400,200	468,800	514,300	
42	257,900	307,500	355,500	401,200	469,600		
43	258,800	308,800	356,400	402,200	470,400		
44	259,700	310,100	357,300	403,200	471,200		
45	260,500	311,400	358,100	404,100	471,900		
46	261,400	312,700	359,000	405,100	472,600		
47	262,300	314,000	359,900	406,100	473,300		
48	263,200	315,300	360,800	407,100	474,000		
49	264,000	316,400	361,600	408,000	474,800		
50	264,900	317,600	362,500	408,900	475,300		
51	265,800	318,800	363,400	409,800	475,800		
52	266,700	320,000	364,300	410,700	476,300		
53	267,400	321,200	365,000	411,500	476,800		
54	268,300	322,400	365,900	412,400	477,300		
55	269,200	323,600	366,800	413,300	477,800		
56	270,100	324,800	367,700	414,200	478,300		
57	270,800	326,000	368,400	414,900	478,800		
58	271,700	327,000	369,000	415,700			
59	272,600	328,000	369,600	416,500			
60	273,500	329,000	370,200	417,300			
61	274,200	329,900	370,800	418,000			
62	275,000	330,900	371,400	418,800			
63	275,800	331,900	372,000	419,600			
64	276,600	332,900	372,600	420,400			
65	277,500	333,700	373,100	421,100			
66	278,300	334,600	373,700	421,900			
67	279,100	335,500	374,300	422,700			
68	279,900	336,400	374,900	423,500			
69	280,800	337,200	375,400	424,100			
70	281,600	338,100	376,000	424,900			
71	282,400	339,000	376,600	425,700			
72	283,200	339,900	377,200	426,500			
73	284,100	340,700	377,700	427,100			
74	284,900	341,600	378,300	427,800			
75	285,700	342,500	378,900	428,500			
76	286,500	343,400	379,500	429,200			
77	287,100	344,100	380,000	430,000			
78	287,800	345,000	380,600	430,700			
79	288,500	345,900	381,200	431,400			

	80	289,200	346,800	381,800	432,100			
	81	290,000	347,500	382,200	432,900			
	82	290,700	348,300	382,800	433,600			
	83	291,400	349,100	383,400	434,300			
	84	292,100	349,900	384,000	435,000			
	85	292,600	350,600	384,400	435,700			
	86	293,000	351,400	385,000	436,400			
	87	293,400	352,200	385,600	437,100			
	88	293,800	353,000	386,200	437,800			
	89	294,200	353,700	386,600	438,500			
	90		354,300	387,100	439,200			
	91		354,900	387,600	439,900			
	92		355,500	388,100	440,600			
	93		355,900	388,700	441,200			
	94		356,500	389,200	441,600			
	95		357,100	389,700	442,000			
	96		357,700	390,200	442,400			
	97		358,100	390,700	442,600			
	98		358,700	391,100				
	99		359,300	391,500				
	100		359,900	391,900				
	101		360,300	392,200				
	102		360,800					
	103		361,300					
	104		361,800					
	105		362,200					
定年 前再 用短 時勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		198,300	246,600	273,400	292,000	329,500	379,000	439,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年福岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の3第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第15条中「、第4条の3」を削る。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第 3 条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年福岡市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 条第 3 項中「から第 10 条まで及び第 10 条の 3」を「及び第 9 条」に改める。

附則第 14 条中「、第 4 条の 3」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条第 2 項及び第 4 条の 3 第 2 号の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において第 1 条の規定による改正前の福岡市職員の給与に関する条例別表第 1 から別表第 3 までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 9 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の福岡市職員の給与に関する条例第 9 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第 9 条第 1 項ただし書</p>	<p>、支給しない</p>	<p>支給せず、次項第 7 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表 7 級以上、医療職給料表(1) 4 級以上及び消防職給料表 6 級以上の職務の級にある職員に対しては支給しない</p>
-----------------------	---------------	---

第9条第2項	(6) 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。）	(6) 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。） (7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
第9条第3項	13,000円 とする	12,300円 、前項第7号に該当する扶養親族については3,000円とする

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
3級から8級まで (共通)	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	1	1	1	1
11	7	1	1	1	1	1
12	8	1	1	1	1	1

---

13	9	1	1	1	1	1
14	10	1	1	1	1	1
15	11	1	1	1	1	1
16	12	1	1	1	1	1
17	13	1	1	1	1	1
18	14	1	1	1	1	1
19	15	1	1	1	1	1
20	16	1	1	1	1	1
21	17	1	1	1	1	1
22	18	1	1	1	1	2
23	19	1	1	1	1	3
24	20	1	1	1	1	4
25	21	1	1	1	1	5
26	22	1	1	1	1	6
27	23	1	1	1	1	7
28	24	1	1	1	1	8
29	25	1	1	1	1	9
30	26	2	1	1	2	10
31	27	3	1	1	3	11
32	28	4	1	1	4	12
33	29	5	1	1	5	13
34	30	6	2	1	6	14
35	31	7	3	1	7	15
36	32	8	4	1	8	16
37	33	9	5	1	9	17
38	34	10	6	2	10	18
39	35	11	7	3	11	19
40	36	12	8	4	12	20
41	37	13	9	5	13	21

---

---

42	38	14	10	6	14	22
43	39	15	11	7	15	23
44	40	16	12	8	16	24
45	41	17	13	9	17	25
46	42	18	14	10	18	26
47	43	19	15	11	19	27
48	44	20	16	12	20	28
49	45	21	17	13	21	29
50	46	22	18	14	22	30
51	47	23	19	15	23	31
52	48	24	20	16	24	32
53	49	25	21	17	25	33
54	50	26	22	18	26	34
55	51	27	23	19	27	35
56	52	28	24	20	28	36
57	53	29	25	21	29	37
58	54	30	26	22	30	
59	55	31	27	23	31	
60	56	32	28	24	32	
61	57	33	29	25	33	
62	58	34	30	26	34	
63	59	35	31	27	35	
64	60	36	32	28	36	
65	61	37	33	29	37	
66	62	38	34	30	38	
67	63	39	35	31	39	
68	64	40	36	32	40	
69	65	41	37	33	41	
70	66	42	38	34		

---

71	67	43	39	35		
72	68	44	40	36		
73	69	45	41	37		
74	70	46	42	38		
75	71	47	43	39		
76	72	48	44	40		
77	73	49	45	41		
78	74	50	46	42		
79	75	51	47	43		
80	76	52	48	44		
81	77	53	49	45		
82	78	54	50	46		
83	79	55	51	47		
84	80	56	52	48		
85	81	57	53	49		
86	82	58	54	50		
87	83	59	55	51		
88	84	60	56	52		
89	85	61	57	53		
90	86	62	58	54		
91	87	63	59	55		
92	88	64	60	56		
93	89	65	61	57		
94	90	66	62			
95	91	67	63			
96	92	68	64			
97	93	69	65			
98	94	70	66			
99	95	71	67			

---

100	96	72	68			
101	97	73	69			
102	98	74	70			
103	99	75	71			
104	100	76	72			
105	101	77	73			
106	102	78	74			
107	103	79	75			
108	104	80	76			
109	105	81	77			
110		82	78			
111		83	79			
112		84	80			
113		85	81			
114		86	82			
115		87	83			
116		88	84			
117		89	85			
118		90	86			
119		91	87			
120		92	88			
121		93	89			
122		94	90			
123		95	91			
124		96	92			
125		97	93			

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
-----	-----

2級から4級まで (共通)	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	2	2
19	3	3	3
20	4	4	4
21	5	5	5
22	6	6	6
23	7	7	7
24	8	8	8
25	9	9	9
26	10	10	10
27	11	11	11

---

28	12	12	12
29	13	13	13
30	14	14	14
31	15	15	15
32	16	16	16
33	17	17	17
34	18	18	18
35	19	19	19
36	20	20	20
37	21	21	21
38	22	22	22
39	23	23	23
40	24	24	24
41	25	25	25
42	26	26	26
43	27	27	27
44	28	28	28
45	29	29	29
46	30	30	30
47	31	31	31
48	32	32	32
49	33	33	33
50	34	34	34
51	35	35	35
52	36	36	36
53	37	37	37
54	38	38	38
55	39	39	39
56	40	40	40

---

57	41	41	41
58	42	42	42
59	43	43	43
60	44	44	44
61	45	45	45
62	46	46	46
63	47	47	47
64	48	48	48
65	49	49	49
66	50	50	50
67	51	51	51
68	52	52	52
69	53	53	53
70	54	54	54
71	55	55	55
72	56	56	56
73	57	57	57
74	58	58	58
75	59	59	59
76	60	60	60
77	61	61	61
78	62	62	
79	63	63	
80	64	64	
81	65	65	
82	66	66	
83	67	67	
84	68	68	
85	69	69	

---

86	70	70	
87	71	71	
88	72	72	
89	73	73	
90		74	
91		75	
92		76	
93		77	
94		78	
95		79	
96		80	
97		81	

## ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	4級	5級	6級
4級から6級まで (共通)			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

---

13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	2	1	1
27	3	1	1
28	4	1	1
29	5	1	1
30	6	2	1
31	7	3	1
32	8	4	1
33	9	5	1
34	10	6	1
35	11	7	1
36	12	8	1
37	13	9	1
38	14	10	2
39	15	11	3
40	16	12	4
41	17	13	5

---

42	18	14	6
43	19	15	7
44	20	16	8
45	21	17	9
46	22	18	10
47	23	19	11
48	24	20	12
49	25	21	13
50	26	22	14
51	27	23	15
52	28	24	16
53	29	25	17
54	30	26	18
55	31	27	19
56	32	28	20
57	33	29	21
58	34	30	22
59	35	31	23
60	36	32	24
61	37	33	25
62	38	34	26
63	39	35	27
64	40	36	28
65	41	37	29
66	42	38	30
67	43	39	31
68	44	40	32
69	45	41	33
70	46	42	34

---

71	47	43	35
72	48	44	36
73	49	45	37
74	50	46	38
75	51	47	39
76	52	48	40
77	53	49	41
78	54	50	42
79	55	51	43
80	56	52	44
81	57	53	45
82	58	54	46
83	59	55	47
84	60	56	48
85	61	57	49
86	62	58	50
87	63	59	51
88	64	60	52
89	65	61	53
90	66	62	54
91	67	63	55
92	68	64	56
93	69	65	57
94	70	66	
95	71	67	
96	72	68	
97	73	69	
98	74	70	
99	75	71	

---

100	76	72	
101	77	73	
102	78	74	
103	79	75	
104	80	76	
105	81	77	
106	82	78	
107	83	79	
108	84	80	
109	85	81	
110	86	82	
111	87	83	
112	88	84	
113	89	85	
114	90	86	
115	91	87	
116	92	88	
117	93	89	
118	94	90	
119	95	91	
120	96	92	
121	97	93	

## エ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
3級から7級まで (共通)					
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1

---

3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	2
23	1	1	1	1	3
24	1	1	1	1	4
25	1	1	1	1	5
26	2	1	1	1	6
27	3	1	1	1	7
28	4	1	1	1	8
29	5	1	1	1	9
30	6	2	1	2	10
31	7	3	1	3	11

---

---

32	8	4	1	4	12
33	9	5	1	5	13
34	10	6	1	6	14
35	11	7	1	7	15
36	12	8	1	8	16
37	13	9	1	9	17
38	14	10	2	10	18
39	15	11	3	11	19
40	16	12	4	12	20
41	17	13	5	13	21
42	18	14	6	14	22
43	19	15	7	15	23
44	20	16	8	16	24
45	21	17	9	17	25
46	22	18	10	18	26
47	23	19	11	19	27
48	24	20	12	20	28
49	25	21	13	21	29
50	26	22	14	22	30
51	27	23	15	23	31
52	28	24	16	24	32
53	29	25	17	25	33
54	30	26	18	26	34
55	31	27	19	27	35
56	32	28	20	28	36
57	33	29	21	29	37
58	34	30	22	30	
59	35	31	23	31	
60	36	32	24	32	

---

61	37	33	25	33	
62	38	34	26	34	
63	39	35	27	35	
64	40	36	28	36	
65	41	37	29	37	
66	42	38	30	38	
67	43	39	31	39	
68	44	40	32	40	
69	45	41	33	41	
70	46	42	34		
71	47	43	35		
72	48	44	36		
73	49	45	37		
74	50	46	38		
75	51	47	39		
76	52	48	40		
77	53	49	41		
78	54	50	42		
79	55	51	43		
80	56	52	44		
81	57	53	45		
82	58	54	46		
83	59	55	47		
84	60	56	48		
85	61	57	49		
86	62	58	50		
87	63	59	51		
88	64	60	52		
89	65	61	53		

---

90	66	62	54		
91	67	63	55		
92	68	64	56		
93	69	65	57		
94	70	66			
95	71	67			
96	72	68			
97	73	69			
98	74	70			
99	75	71			
100	76	72			
101	77	73			
102	78	74			
103	79	75			
104	80	76			
105	81	77			
106	82	78			
107	83	79			
108	84	80			
109	85	81			
110	86	82			
111	87	83			
112	88	84			
113	89	85			
114	90	86			
115	91	87			
116	92	88			
117	93	89			
118	94	90			

---

119	95	91			
120	96	92			
121	97	93			
122	98	94			
123	99	95			
124	100	96			
125	101	97			

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第7号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第3号及び第7条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

---

福岡市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第 8 号

### 福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市役所」を「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市役所又は所轄区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 9 条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（公示送達に関する適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市市税条例第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第9号

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例の一部を改正する条例

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例（平成23年福岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第10号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

福岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第3項中「又は第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附則第2項中「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第11号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「及び次項」を「次項、附則第4項、附則第5項及び附則第9項」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第16条の2 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確

認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第1項の表第11条の部に次のように加える。

第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）
--------------	---

附則第6項中「附則第4項の規定により第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は」を「次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は」に改め、同項に次の表を加える。

附則第4項	第4条第1項及び第3項第2号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第4条第1項、第2項及び第3項第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

附則第6項を附則第9項とし、附則第5項を附則第8項とし、附則第4項中「に規定する」を「の規定により置かなければならない」に改め、同項を附則第7項とし、附則第3項の次に次の3項を加える。

- 4 第4条第1項及び第3項第2号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第9項において同じ。）をもって代えることができる。
- 5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第3項第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第12号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（虐待等の禁止）

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認を

いう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第3項の表備考第1項中「。以下この項」の次に「及び附則第9項」を加え、「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録又は福岡県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」に改める。

第13条第1項中「。第11条」を削り、同項の表第11条の項を削る。

附則第11項中「附則第9項」の次に「から附則第11項まで」を加え、「を看護師等」を「を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等」に、「看護師等の数」を「小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項を附則第11項とし、附則第8項の次に次の2項を加える。

9 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に2条を加える改正規定（第3条の3に係る部分に限る。）は、同年12月25日から施行する。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第13号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。））」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開

始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を付し、同項の次に次の3項を加える。

- 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 6 附則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 7 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録又は法第18条の28第1項の規定による福岡県知事の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第14号

### 福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例

福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例（令和 7 年福岡市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務

従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号中「乳児又は幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条第1項中「保育士」の次に「、福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第15号

福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条－第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心

身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、

社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財

産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。  
(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第18条の規定による本市への通知に係る記録
  - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第33条 特定乳児等通園支援事業者及びその職員は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡

市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定

保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項にお

いて準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第16号

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め

る。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同項第1号から第3号まで、第6条第2項及び第3項、第7条第2項、第8条、第13条第4項第3号ア(ア)及びイ(イ)並びにイ(ア)及びイ(イ)、第15条第1項第4号、第20条第4号、第36条第1項及び第

2項、第37条第1項から第3項まで、第38条第2項、第40条第2項、第45条、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項から第3項までの改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第17号

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第18号

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（令和7年福岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第1項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加える。

第18条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第18条第2項中「（昭和23年厚生省令第11号）別表」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第19号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「」又は保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断
----------------	---

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第56条の9中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第73条、第73条の2、第73条の14及び第78条中「第46条まで、第48条から」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第47条、第56条の9、第73条、第73条の2、第73条の14及び第78条の改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第20号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号アからウまで以外の部分中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第3項第3号中「幼児（）」の次に「第29条第2項の表及び」を加える。

第29条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障がい児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時の健康診断
-------------	---------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第44条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障がい児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第21号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第12条の3の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第12条の4 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第15条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同

じ。) (以下この項において「健康診断等」という。))」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--

第25条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。))」を「乳幼児」に改める。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同条第6項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。))」を加える。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

- (4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第56条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第57条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第57条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第58条第3号の次に次の1号を加える。

- (3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第90条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第91条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第91条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第98条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第99条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第99条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第100条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第101条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第112条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

附則第7項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（保育所の職員配置に係る特例）」を付し、同項の次に次の3項を加える。

8 前項の事情に鑑み、当分の間、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録又は法第18条の28第1項の規定による福岡県知事の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第12条の3の次に1条を加える改正規定は、同年12月25日から施行する。

福岡市立集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第22号

福岡市立集会所条例の一部を改正する条例

福岡市立集会所条例（昭和39年福岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。  
別表福岡市立西入部集会所の項及び福岡市立千里集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第23号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付

金」という。)の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条の5中「66万円」を「67万円」に改める。

第14条の5の2第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の6第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2及び第18条の4から第18条の6までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額(子ども・子育て支援納付金賦課額に係るものに限る。))を含む。以下同じ。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国民健康保険特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第18条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(子ども・子育て支援納付金賦課額に係るものに限る。))に相当する額を控除した額とする。)

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、同一世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第14条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の30に相当する額を被保険者の数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を18歳以上被保険者の数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料

率の算定に係る額の100分の20に相当する額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の15 第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額が3万円を超える場合において、当該賦課額は、3万円とする。

第16条第2項中「又は第14条の7第1項」を「、第14条の7第1項又は第14条の12第1項」に改める。

第17条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「若しくは第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額」を、「定める額」の次に「若しくは同条第7項各号に定める額」を、「第2項第1号(同条第5項)の次に「又は第6項」を加え、「若しくは第18条の5第1項各号」を「、第18条の5第1項各号」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に、「額の」を「額若しくは第18条の6第1項に定める額の」に改め、同条第2項中「若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額」を「、第14条の7第1項の介護納付金賦課額若しくは第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、「定める額」の次に「若しくは同条第7項各号に定める額」を加え、「若しくは第18条の5第1項各号」を「、第18条の5第1項各号」に、「掲げる額の」を「掲げる額若しくは第18条の6第1項に定める額の」に改める。

第18条の2第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第7項」を、「(以下この項)の次に「及び第7項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条第5項及び第6項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超

える場合には、3万円)とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号口の規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日現在における当該数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 8 第2項から第4項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

第18条の3中「及び前条第1項」を「、第14条の5の4、第14条の8及び第14条の13並びに前条第1項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第7項」に改める。

第18条の4に次の1項を加える。

6 第1項から第4項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項」とあるのは「第14条の14第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第7項及び同条第8項において準用する同条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第18条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同条第2項、第4項及び第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項」とあるのは「第14条の12第1項」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第7項及び同条第8項において準用する同条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第18条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)  
第18条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条の2第7項、第18条の4第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項又は前条第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の14第2項において準用する第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

---

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市条例第24号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第15条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が

零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度に

における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3

項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与と所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、福岡市市税条例第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、福岡市市税条例第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与と所得控除後

の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における普通徴収の特例)

第17条 令和8年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が定める。

(令和8年度における保険料の減免に関する特例)

第18条 附則第16条の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者のうち令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者に係る第18条第1項第5号の規定による保険料の減免については、市長が特に認める場合は、同条第2項の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第25号

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地方活力向上地域における本社機能の整備促進に関する条例（平成28年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第26号

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例（平成24年福岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第27号

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（平成28年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第28号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。  
第6条に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、当該指定飲食料品等（市場において取扱予定がないものを除く。）を公表するものとする。

第51条に次の1項を加える。

- 3 市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 第6条第3項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
  - (2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

博多港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第29号

博多港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 6 船舶役務用施設の表に次のように加える。

陸上電力 供給施設	須崎ふ頭 専用利用1月までごとに	176,000円
--------------	---------------------	----------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第30号

福岡市都市景観条例の一部を改正する条例

福岡市都市景観条例（昭和62年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

#### 第 4 条 削除

第 5 条及び第12条第 1 項中「都市景観形成基本計画及び」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

---

福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第31号

#### 福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市域に存しないもの（広告宣伝用自動車（自動車検査証に車体の形状（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第7号に規定する車体の形状をいう。）として放送宣伝と記載されている自動車をいう。）を除く。）の外面を利用する広告物又はこれの掲出物件

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の」に、「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件については、前項に規定する規格によるほか、一車両に表示し、又は設置する面積の合計は、20平方メートル以内とする。ただし、市の良好な景観の形成に資する者として市長が認める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件にあつては、この限りでない。

第9条の2第1項中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第24条第1号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同条第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

第42条第4号中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第5号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同条第6号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日前に表示又は設置の許可（許可の更新を含む。）の申請がされた広告物又は掲出物件で、その表示又は設置の面積がこの条例による改正後の福岡市屋外広告物条例第9条第2項の規定に適合しないものについては、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第32号

#### 福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表駐車場整備地区等の部建築物の全部又は一部を特定用途に供するものの項中「を特定用途」の次に「（法第20条第 1 項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。）」を、「〔特定部分〕という。）」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を、「同じ。）と」の次に「共同住宅の用途及び」を加え、「（以下〔非特定部分〕という。）」を削り、同部建築物の全部を非特定用途に供するものの項中「全部を」の次に「共同住宅の用途及び」を加え、同表周辺地区又は自動車ふくそう地区の項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を、「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加え、同表備考中「非特定部分」を「共同住宅の用途及び非特定用途に供する部分」に改め、同条第 2 項中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

第 3 条の 2 第 1 項の表（い）の欄中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同表（う）の欄中「店舗の用に供する部分の」を「店舗の用途に供する部分の」に、「店舗の用に供する部分を」を「店舗及び共同住宅の用途に供する部分を」に改め、同条第 2 項中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

第4条第1項の表(あ)の欄中「特定用途」の次に「(共同住宅を除く。)」を加え、同表(い)の欄及び(う)の欄中「特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加え、同条第2項中「特定部分」の次に「(共同住宅の用途に供する部分を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 商業地域内において、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積が2,000平方メートルを超え、かつ、共同住宅の戸数が50戸を超える建築物を新築しようとする者は、共同住宅の戸数に対して100戸までごとに1台以上の自動車を取容することができる荷さばきのための駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設けるよう努めなければならない。

第5条中「前条」を「前条第1項若しくは第2項」に、「台数は」を「台数又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設に取容すべき自動車の台数は」に改める。

第5条の2中「自動二輪車の台数」の次に「を超える台数の自動二輪車を取容することができる駐車施設を設ける場合には、当該超える台数」を加える。

第7条第2項中「車いす利用者」を「車椅子利用者」に改め、同項第1号中「場合 当該」を「場合であつて、当該」に、「に100分の1」を「が200台以下のとき 当該取容すべき自動車の台数に100分の2」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該建築物を新築しようとする場合であつて、当該建築物の駐車施設に取容すべき自動車の台数が200台を超えるとき 当該取容すべき自動車の台数に100分の1を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて得た台数)に2を加えた台数

第7条第4項中「第4条」を「第4条第1項若しくは第2項」に改め、「駐車施設」の次に「又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設」を加える。

第8条第2項中「第4条」を「第4条第1項若しくは第2項」に、「駐車施設の整備」を「駐車施設又は同条第3項の規定により設けるよう努めなければならない荷さばきのための駐車施設の整備」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(既存建築物における駐車施設等)

第10条の2 第3条から第4条まで又は第8条から第8条の3までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することができる。

- (1) 駐車施設の利用状況に応じて、設けた駐車施設と異なる規模の駐車施設（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。）を設けるために、市長が定める範囲で、駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じる場合
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設に収容すべき自動車又は自動二輪車の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

2 前項の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届け出なければならぬ。

3 第1項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

第12条中「第4条」の次に「（第3項を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2並びに第7条第2項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日以後に新築、増築又は特定部分（改正後の条例第3条第1項の表駐車場整備地区等の部建築物の全部又は一部を特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）（共同住宅を除く。））に供するものの項に規定する特定部分をいう。以下同じ。）（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の増加を伴う用途変更（改正後の条例第3条第2項に規定する用途変更をいう。以下同じ。）のための大規模の修繕等（同項に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手した建築物について適用し、同日前に新築、増築又は特定部分の延

べ面積の増加を伴う用途変更のための大規模の修繕等の工事に着手した建築物については、  
なお従前の例による。

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第33号

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和57年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「設置しなければならない」の次に「施設を含む」を加え、「（同一の街区内に存するものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「及びその敷地の外（当該2以上の施設が存する街区内に限る。次項及び第3項において同じ。）に」を「若しくはその敷地内又はその敷地の外に一団として」に改める。

第10条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該仮設建築物の用途を変更しようとする者については、この条例の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第34号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年福岡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第7号まで」を「次項第2号から第6号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の3第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第20条第1項中「、第4条の3」を削る。

(福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和4年福岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第4条の3」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 9 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 4 条第 1 項ただし書	、支給しない	支給せず、次項第 7 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同表 7 級以上に相当する職務の級にある職員に対しては支給しない
第 4 条第 2 項	(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 2 項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超え 60 歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。）	(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 2 項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超え 60 歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。） (7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

福岡市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第35号

福岡市水道給水条例の一部を改正する条例

福岡市水道給水条例（平成12年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第36号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和49年福岡市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第7号まで」を「次項第2号から第6号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第19条第1項中「、第6条」を削る。

(福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和4年福岡市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、第6条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項ただし書	、支給しない	支給せず、次項第7号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、同表7級以上に相当する職務の級にある職員に対しては支給しない
第4条第2項	(6) 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。）	(6) 民法（明治29年法律第89号）第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者（22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。） (7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第37号

福岡市立高等学校条例の一部を改正する条例

福岡市立高等学校条例（昭和39年福岡市条例第89号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「福岡市立福岡女子高等学校」を「福岡市立福岡共創高等学校」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

福岡市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第38号

福岡市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

福岡市立学校施設使用料条例（昭和23年福岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種 別	単 位	金 額	
		一般	公共
講堂兼体育館	1時間につき	円 250	円 150
柔剣道場		150	100
教室		100	50
校庭		200	100

別表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 空調設備の利用を伴う場合の講堂兼体育館の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に350円を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第39号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 給料表

## 1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,600
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,200
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,800
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,300
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	496,800
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,300
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	497,800
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	498,300
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	498,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	499,100
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	

42	279,500	328,500	397,000	449,200
43	280,500	330,300	398,400	450,400
44	281,400	332,000	399,800	451,600
45	282,000	333,600	401,300	452,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100
47	283,600	337,200	404,500	455,300
48	284,400	338,900	405,900	456,500
49	285,100	340,600	407,100	457,600
50	285,900	342,300	408,500	458,800
51	286,600	344,000	409,900	460,000
52	287,400	345,700	411,200	461,200
53	288,200	347,400	412,400	462,400
54	289,000	348,700	413,600	463,600
55	289,700	350,000	414,900	464,800
56	290,500	351,300	416,200	466,000
57	291,200	352,800	417,500	467,100
58	291,800	354,400	418,800	467,700
59	292,600	355,900	420,200	468,200
60	293,400	357,500	421,400	468,700
61	294,100	358,900	422,600	469,200
62	294,700	360,500	424,000	469,700
63	295,500	362,100	425,400	470,200
64	296,100	363,500	426,700	470,700
65	297,100	365,000	427,900	471,100
66	297,900	366,600	429,100	471,600
67	298,600	368,200	430,400	472,000
68	299,300	369,700	431,800	472,400
69	299,900	371,200	433,100	472,800
70	300,600	372,800	434,300	473,200
71	301,300	374,300	435,300	473,600
72	302,000	375,800	436,500	474,000
73	302,700	377,300	437,700	474,300
74	303,400	378,900	438,800	
75	304,100	380,500	440,000	
76	304,600	382,000	441,000	
77	305,200	383,400	442,100	
78	305,800	384,800	443,100	
79	306,500	386,200	444,100	
80	307,100	387,500	445,100	
81	307,600	388,800	446,000	
82	308,200	390,200	446,800	
83	308,900	391,500	447,600	
84	309,600	392,800	448,400	
85	310,200	393,900	449,100	
86	311,000	395,300	449,500	
87	311,700	396,600	449,900	
88	312,300	397,900	450,300	
89	313,000	399,100	450,700	
90	313,800	400,400	451,000	

91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	455,100
107	326,600	418,400	455,400
108	327,400	419,300	455,600
109	328,100	420,100	455,800
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	
137	338,300	431,200	
138	338,500	431,500	
139	338,800	431,800	

	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500	434,500			
	151	341,800	434,800			
	152	342,100	435,000			
	153	342,300	435,200			
	154	342,600				
	155	342,900				
	156	343,100				
	157	343,300				
	158	343,600				
	159	343,900				
	160	344,100				
	161	344,300				
	162	344,600				
	163	344,900				
	164	345,100				
	165	345,300				
	166	345,600				
	167	345,900				
	168	346,100				
	169	346,300				
	170	346,600				
	171	346,900				
	172	347,100				
	173	347,300				
	174	347,600				
	175	347,900				
	176	348,100				
	177	348,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校

に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

2 削除

3 教育職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,600
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,200
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,800
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,300
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	496,800
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,300
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	497,800
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	498,300
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	498,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	499,100

34	270,100	315,200	385,300	436,700
35	271,300	316,900	386,800	438,300
36	272,600	318,500	388,300	439,800
37	273,800	320,100	389,800	441,500
38	274,900	321,800	391,300	443,000
39	276,100	323,600	392,800	444,600
40	277,200	325,300	394,200	446,200
41	278,500	326,600	395,500	447,700
42	279,500	328,500	397,000	449,200
43	280,500	330,300	398,400	450,400
44	281,400	332,000	399,800	451,600
45	282,000	333,600	401,300	452,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100
47	283,600	337,200	404,500	455,300
48	284,400	338,900	405,900	456,500
49	285,100	340,600	407,100	457,600
50	285,900	342,300	408,500	458,800
51	286,600	344,000	409,900	460,000
52	287,400	345,700	411,200	461,200
53	288,200	347,400	412,400	462,400
54	289,000	348,700	413,600	463,600
55	289,700	350,000	414,900	464,800
56	290,500	351,300	416,200	466,000
57	291,200	352,800	417,500	467,100
58	291,800	354,400	418,800	467,700
59	292,600	355,900	420,200	468,200
60	293,400	357,500	421,400	468,700
61	294,100	358,900	422,600	469,200
62	294,700	360,500	424,000	469,700
63	295,500	362,100	425,400	470,200
64	296,100	363,500	426,700	470,700
65	297,100	365,000	427,900	471,100
66	297,900	366,600	429,100	471,600
67	298,600	368,200	430,400	472,000
68	299,300	369,700	431,800	472,400
69	299,900	371,200	433,100	472,800
70	300,600	372,800	434,300	473,200
71	301,300	374,300	435,300	473,600
72	302,000	375,800	436,500	474,000
73	302,700	377,300	437,700	474,300
74	303,400	378,900	438,800	
75	304,100	380,500	440,000	
76	304,600	382,000	441,000	
77	305,200	383,400	442,100	
78	305,800	384,800	443,100	
79	306,500	386,200	444,100	
80	307,100	387,500	445,100	
81	307,600	388,800	446,000	
82	308,200	390,200	446,800	

83	308,900	391,500	447,600
84	309,600	392,800	448,400
85	310,200	393,900	449,100
86	311,000	395,300	449,500
87	311,700	396,600	449,900
88	312,300	397,900	450,300
89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	455,100
107	326,600	418,400	455,400
108	327,400	419,300	455,600
109	328,100	420,100	455,800
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	

132	337,100	430,000			
133	337,300	430,200			
134	337,500	430,500			
135	337,700	430,800			
136	338,000	431,000			
137	338,300	431,200			
138	338,500	431,500			
139	338,800	431,800			
140	339,100	432,000			
141	339,300	432,200			
142	339,500	432,500			
143	339,800	432,800			
144	340,000	433,000			
145	340,300	433,200			
146	340,500	433,500			
147	340,800	433,800			
148	341,100	434,000			
149	341,300	434,200			
150	341,500	434,500			
151	341,800	434,800			
152	342,100	435,000			
153	342,300	435,200			
154	342,600				
155	342,900				
156	343,100				
157	343,300				
158	343,600				
159	343,900				
160	344,100				
161	344,300				
162	344,600				
163	344,900				
164	345,100				
165	345,300				
166	345,600				
167	345,900				
168	346,100				
169	346,300				
170	346,600				
171	346,900				
172	347,100				
173	347,300				
174	347,600				
175	347,900				
176	348,100				
177	348,300				

定年前任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

4 教育職給料表(4)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務 職員以外 の職員	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,200
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,700
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,500

26	261,200	276,700	372,000	393,000	469,900
27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,300
28	263,400	280,100	374,600	395,200	470,700
29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,100
30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,500
31	266,800	286,000	378,500	398,700	471,900
32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,300
33	268,900	290,400	381,100	400,800	472,600
34	269,900	292,600	382,300	401,900	
35	270,900	294,800	383,400	403,100	
36	272,000	296,900	384,600	404,300	
37	273,200	298,900	385,800	405,500	
38	274,100	300,800	387,000	406,800	
39	275,100	302,700	388,200	407,900	
40	276,200	304,500	389,300	409,100	
41	277,400	306,300	390,400	410,200	
42	278,500	308,200	391,600	411,500	
43	279,600	310,000	392,800	412,500	
44	280,700	311,700	393,900	413,600	
45	281,600	313,400	395,000	414,800	
46	282,400	315,200	396,300	416,000	
47	283,200	316,900	397,500	417,200	
48	284,000	318,500	398,600	418,400	
49	284,600	320,100	399,500	419,500	
50	285,400	321,800	400,700	420,500	
51	286,100	323,600	401,700	421,800	
52	286,800	325,300	402,800	423,000	
53	287,600	326,600	403,600	424,200	
54	288,400	328,500	404,700	425,300	
55	289,000	330,300	405,700	426,400	
56	289,700	332,000	406,700	427,500	
57	290,400	333,600	407,800	428,500	
58	291,200	335,500	408,800	429,700	
59	292,000	337,200	409,900	430,900	
60	292,600	338,900	411,000	432,100	
61	293,200	340,600	412,000	432,700	
62	293,900	342,300	413,100	433,500	
63	294,600	344,000	414,200	434,200	
64	295,100	345,700	415,200	434,700	
65	295,800	347,400	416,100	435,000	
66	296,500	348,700	417,000	435,300	
67	297,100	350,000	418,000	435,700	
68	297,700	351,300	419,000	436,100	
69	298,400	352,800	419,800	436,400	
70	299,100	354,300	420,600	436,800	
71	299,700	355,800	421,300	437,100	
72	300,400	357,300	422,100	437,400	
73	300,900	358,600	422,800	437,700	
74	301,500	360,100	423,400	438,000	

75	302,200	361,600	424,100	438,300
76	302,700	363,000	424,800	438,600
77	303,300	364,400	425,400	438,800
78	303,900	365,900	426,100	439,100
79	304,500	367,400	426,600	439,400
80	305,100	368,900	427,200	439,600
81	305,600	370,200	427,600	439,800
82	306,100	371,500	428,000	440,100
83	306,700	372,800	428,300	440,400
84	307,300	374,000	428,500	440,600
85	307,700	375,200	428,700	440,800
86	308,100	376,400	429,000	441,100
87	308,600	377,500	429,300	441,400
88	309,100	378,600	429,500	441,600
89	309,500	379,600	429,700	441,800
90	310,000	380,700	430,000	442,100
91	310,400	381,800	430,300	442,400
92	310,900	382,900	430,500	442,600
93	311,200	384,000	430,700	442,800
94	311,700	385,100	431,000	
95	312,200	386,100	431,300	
96	312,600	387,200	431,500	
97	312,900	388,200	431,700	
98	313,300	389,200	432,000	
99	313,700	390,100	432,300	
100	314,100	391,000	432,500	
101	314,500	391,800	432,700	
102	314,800	392,800	433,000	
103	315,100	393,600	433,300	
104	315,400	394,500	433,500	
105	315,600	395,300	433,700	
106	315,900	396,200	434,000	
107	316,200	397,100	434,300	
108	316,400	398,000	434,500	
109	316,600	398,800	434,700	
110	316,800	399,800		
111	317,100	400,700		
112	317,400	401,600		
113	317,600	402,200		
114	317,800	403,100		
115	318,000	404,000		
116	318,300	404,900		
117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		

	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126	320,800	411,900			
	127	321,100	412,400			
	128	321,300	413,000			
	129	321,500	413,600			
	130	321,800	414,200			
	131	322,100	414,700			
	132	322,300	415,200			
	133	322,500	415,500			
	134	322,800	415,800			
	135	323,100	416,000			
	136	323,300	416,300			
	137	323,500	416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、5級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5 義務教育等教員特別手当月額表

1 義務教育等教員特別手当月額表(1)

職員の区分	職務の級 号給		1級	2級	3級	4級	5級
			円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から	4号給まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29号給から	32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33号給から	36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37号給から	40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から	44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から	48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から	52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から	56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から	60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から	64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から	68号給まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69号給から	72号給まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
73号給から	76号給まで	2,700	3,800	4,700	5,300		
77号給から	80号給まで	2,800	3,900	4,700			
81号給から	84号給まで	2,800	4,000	4,800			
85号給から	88号給まで	2,800	4,100	5,000			
89号給から	92号給まで	2,900	4,200	5,000			
93号給から	96号給まで	3,000	4,300	5,000			

	97号給から 100号給まで	3,100	4,400	5,100		
	101号給から 104号給まで	3,100	4,400	5,100		
	105号給から 108号給まで	3,200	4,500	5,100		
	109号給から 112号給まで	3,200	4,600	5,200		
	113号給から 116号給まで	3,200	4,700			
	117号給から 120号給まで	3,300	4,700			
	121号給から 124号給まで	3,300	4,700			
	125号給から 128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から 132号給まで	3,400	4,700			
	133号給から 136号給まで	3,400	4,800			
	137号給から 140号給まで	3,400	4,900			
	141号給から 144号給まで	3,500	4,900			
	145号給から 148号給まで	3,500	4,900			
	149号給から 152号給まで	3,500	5,000			
	153号給から 156号給まで	3,500	5,000			
	157号給から 160号給まで	3,600				
	161号給から 164号給まで	3,700				
	165号給から 168号給まで	3,700				
	169号給から 172号給まで	3,700				
	173号給から 176号給まで	3,800				
	177号給	3,800				
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

2 削除

3 義務教育等教員特別手当月額表(3)

職員の区分	職務の級 号給		1級	2級	3級	4級	5級
			円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から	4号給まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29号給から	32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600

	33号給から 36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37号給から 40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から 44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から 48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から 52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から 56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から 60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から 64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から 68号給まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69号給から 72号給まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73号給から 76号給まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77号給から 80号給まで	2,800	3,900	4,700		
	81号給から 84号給まで	2,800	4,000	4,800		
	85号給から 88号給まで	2,800	4,100	5,000		
	89号給から 92号給まで	2,900	4,200	5,000		
	93号給から 96号給まで	3,000	4,300	5,000		
	97号給から 100号給まで	3,100	4,400	5,100		
	101号給から 104号給まで	3,100	4,400	5,100		
	105号給から 108号給まで	3,200	4,500	5,100		
	109号給から 112号給まで	3,200	4,600	5,200		
	113号給から 116号給まで	3,200	4,700			
	117号給から 120号給まで	3,300	4,700			
	121号給から 124号給まで	3,300	4,700			
	125号給から 128号給まで	3,300	4,700			
	129号給から 132号給まで	3,400	4,700			
	133号給から 136号給まで	3,400	4,800			
	137号給から 140号給まで	3,400	4,900			
	141号給から 144号給まで	3,500	4,900			
	145号給から 148号給まで	3,500	4,900			
	149号給から 152号給まで	3,500	5,000			
	153号給から 156号給まで	3,500	5,000			
	157号給から 160号給まで	3,600				
	161号給から 164号給まで	3,700				
	165号給から 168号給まで	3,700				
	169号給から 172号給まで	3,700				
	173号給から 176号給まで	3,800				
	177号給	3,800				
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

## 4 義務教育等教員特別手当月額表(4)

職員の区分	職務の級 号給		1級	2級	3級	4級	5級
			円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から	4号給まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5号給から	8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から	12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から	16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から	20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から	24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から	28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29号給から	32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33号給から	36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37号給から	40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から	44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から	48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から	52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から	56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から	60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から	64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から	68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から	72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から	76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から	80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
81号給から	84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200		
85号給から	88号給まで	2,800	3,800	5,000	5,300		
89号給から	92号給まで	2,900	3,900	5,000	5,300		
93号給から	96号給まで	3,000	4,000	5,000	5,300		
97号給から	100号給まで	3,100	4,100	5,100			
101号給から	104号給まで	3,100	4,200	5,100			
105号給から	108号給まで	3,200	4,300	5,100			
109号給から	112号給まで	3,200	4,400	5,200			
113号給から	116号給まで	3,200	4,400				
117号給から	120号給まで	3,300	4,500				
121号給から	124号給まで	3,300	4,600				
125号給から	128号給まで	3,300	4,700				
129号給から	132号給まで	3,400	4,700				
133号給から	136号給まで	3,400	4,700				
137号給から	140号給まで	3,400	4,700				
141号給から	144号給まで		4,700				

	145号給から 148号給まで		4,800			
	149号給から 152号給まで		4,900			
	153号給から 156号給まで		4,900			
	157号給から 160号給まで		4,900			
	161号給から 164号給まで		5,000			
	165号給		5,000			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の福岡市立学校職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた教育職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び教育委員会の定めるこれに準じる教育職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表

号給の切替表

ア 教育職給料表(1)の適用を受ける教育職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
3 級から 5 級まで (共通)			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

---

4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16

---

33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	

---

62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		

---

91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		

120	108		
121	109		

## イ 教育職給料表(3)の適用を受ける教育職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
3級から5級まで (共通)			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6

---

23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	

---

52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	

---

81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		
120	108		
121	109		

## ウ 教育職給料表(4)の適用を受ける教育職員の新号給

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
3級から5級まで (共通)			
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

---

13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25

---

42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	

---

71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	

---

100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		
118	106		
119	107		
120	108		
121	109		

福岡市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 福岡市条例第40号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「12月29日から翌年1月3日まで」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 毎月末日
- (2) 5月3日から同月5日まで
- (3) 8月13日から同月15日まで
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市条例第41号

法令の改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例

(福岡市宿泊税条例の一部改正)

第1条 福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(福岡市こども・子育て審議会条例の一部改正)

第2条 福岡市こども・子育て審議会条例(平成25年福岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第4号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(福岡市立小呂保育所条例の一部改正)

第3条 福岡市立小呂保育所条例(平成2年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(福岡市立障がい者就労支援センター条例の一部改正)

第4条 福岡市立障がい者就労支援センター条例(令和3年福岡市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

(福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例の一部改正)

第5条 福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例（平成20年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

（福岡市立心身障がい福祉センター条例等の一部改正）

第6条 次に掲げる条例の規定中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

- (1) 福岡市立心身障がい福祉センター条例（昭和54年福岡市条例第16号）第2条第8号
- (2) 福岡市立療育センター条例（平成14年福岡市条例第13号）第2条第6号
- (3) 福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）第2条第1項第3号及び第2項第4号

（公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例の一部改正）

第7条 公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第49条第3号」を「第49条第2号」に改める。

（福岡市建築関係手数料条例の一部改正）

第8条 福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 42の6の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。